

議案第32号

## 安治川河底隧道昇降機条例を廃止する条例案

安治川河底隧道昇降機条例（昭和24年大阪市条例第53号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年2月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

安治川河底隧道昇降機の使用に関する定めを廃止するため、条例を廃止する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

## 安治川河底隧道昇降機条例

第1条 安治川河底隧道に昇降機を設置する。

第2条 昇降機の使用は無料とする。但し、自動車、荷車その他の諸車を携行する者は、次の範囲内において、市長の定める使用料を納付しなければならない。

自 動 車	1 両につき	50円以内
荷車その他の諸車	1 両につき	20円以内

前項の使用料は、公益上その他市長において必要と認めるときは、これを減免することができる。

第3条 市長は、使用料につき回数券発行の必要があると認めるときは、2割以内の割引をなし、これを発行することができる。

第4条 既納の使用料はこれを還付しない。但し、次の各号の1に該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。

- (1) 使用者の責でない理由により使用できないとき
- (2) 公益上又は本市の都合により使用を取消したとき
- (3) 使用の取消を申出て相当の理由があると認めるとき

第5条 昇降機の使用につき次の各号の1に該当する者に対しては、その損害を賠償させる外、2,000円以下の過料を科することがある。

- (1) 不正の手段により使用料を免れ又は免れようとしたとき
- (2) 昇降機及び附属設備を破損したとき
- (3) 係員の指示に従わず又は職務の執行を妨害したとき

第6条 本市は、昇降機の使用により生ずる損害については、賠償の責を負わない。但し、本市の責による損害については、この限りでない。

第7条 昇降機の管理その他市長において必要と認めるときは、昇降機の使用を禁止することができる。

第8条 昇降機の使用時間及びこの条例の施行について必要な事項は、市長がこれを定める。